

茂原市社会教育センター使用料減免の対象者となる使用者に関する要綱の一部を改正する告示新旧対照表

改正後				現 行			
(使用料の減免となる使用者及び減免割合) 第2条 規則第12条第5号に規定する特に教育委員会が必要と認める団体 で使用する場合、教育委員会が定める割合				(使用料の減免となる使用者及び減免割合) 第2条 規則第12条第5号に規定する特に教育委員会が必要と認める団体 で使用する場合、教育委員会が定める割合			
団体名	申請者	減免割合	備考	団体名	申請者	減免割合	備考
青少年相談員	責任者	10割		青少年相談員	責任者	10割	
PTA関係	会長	10割	長生郡茂原市PTA連合会含む	PTA関係	会長	10割	長生郡茂原市PTA連合会含む
子ども会関係	会長	10割		子ども会関係	会長	10割	
婦人会関係	会長	10割		婦人会関係	会長	10割	
ボーイスカウト	会長	10割		ボーイスカウト	会長	10割	
ガールスカウト	会長	10割		ガールスカウト	会長	10割	
文化協会関係	会長	10割		文化協会関係	各会長	10割	20団体
青少年育成茂原市民会議	会長	10割		青少年育成茂原市民会議	会長	10割	
茂原少年少女発明クラブ	代表	10割		<u>子どもセンター</u>	<u>代表</u>	<u>10割</u>	
南総合合唱連盟	会長	10割		茂原少年少女発明クラブ	代表	10割	
アマチュア無線クラブ	会長	10割		南総合合唱連盟	会長	10割	

改正後				現 行			
茂原市レクリエーション協会	会長	10割		アマチュア無線クラブ	会長	10割	
茂原市体育協会	会長	10割		茂原レクリエーション	会長	10割	
公民館連絡協議会	会長	10割		茂原体育協会	会長	10割	
公民館自主グループ	代表者	5割		公民館連絡協議会	会長	10割	
市内高等学校関係	校長	5割		公民館自主グループ	代表者	5割	
長生郡市広域市町村圏組合関係	責任者	10割		長生郡市広域市町村圏組合	責任者	10割	
自治会関係	自治会長	10割		市内高等学校	校長	5割	
社会福祉関係団体	代表者	10割		地区自治会長連合会	会長	10割	
				自治会関係（上記を除く）	自治会長	5割	
				社会福祉関係団体	代表者	10割	
2 (略)				2 (略)			

茂原市公民館使用料減免の対象者となる使用者に関する要綱の一部を改正する告示新旧対照表

改正後					現 行				
(使用料の減免となる使用者及び減免割合) 第2条 規則第17条第3号に規定する別に定める団体及び同条第5号に規定する団体及び減免割合は次の表のとおりとする。					(使用料の減免となる使用者及び減免割合) 第2条 規則第17条第3号に規定する別に定める団体及び同条第5号に規定する団体及び減免割合は次の表のとおりとする。				
区分	団体名	申請者	減免割合	備考	区分	団体名	申請者	減免割合	備考
3号	青少年相談員	責任者	10割		3号	青少年相談員	責任者	10割	
	PTA関係	会長	10割	長生郡茂原市PTA連 合会含む		PTA	会長	10割	長生郡茂原市PTA連 合会含む
	子ども会関係	会長	10割			子ども会関係	会長	10割	
	婦人会関係	会長	10割			婦人会関係	会長	10割	
	ボーイスカウト	会長	10割			ボーイスカウト	会長	10割	
	ガールスカウト	会長	10割			ガールスカウト	会長	10割	
	文化協会関係	会長	10割			文化協会関係	各会長	10割	18団体
	青少年育成茂原市民会議	会長	10割			青少年育成茂原市民会議	会長	10割	
	茂原少年少女発明クラブ	代表	10割			長生茂原おやこ劇場	会長	10割	
	南総合合唱連盟	会長	10割			子どもセンター	代表	10割	
	アマチュア無線クラブ	会長	10割			茂原少年少女発明クラブ	代表	10割	

改正後					現 行				
	茂原市レクリエーション協会	会長	10割			南総合合唱連盟	会長	10割	
	茂原市体育協会	会長	10割			アマチュア無線クラブ	会長	10割	
	公民館連絡協議会	会長	10割			茂原レクリエーション協会	会長	10割	
	公民館自主グループ	代表者	5割			茂原体育協会	会長	10割	
5号	市内高等学校関係	<u>校長</u>	5割		5号	公民館連絡協議会	会長	10割	
	長生郡市広域市町村圏組合関係	責任者	10割			公民館自主グループ	代表者	5割	
	<u>自治会関係</u>	<u>自治会長</u>	<u>10割</u>			市内高等学校関係	<u>学校長</u>	5割	
	社会福祉関係団体	代表者	10割			長生郡市広域市町村圏組合関係	責任者	10割	
					<u>地区自治会長連合会</u>	<u>会長</u>	<u>10割</u>		
					<u>自治会関係（上記を除く）</u>	<u>自治会長</u>	<u>5割</u>		
					社会福祉関係団体	代表者	10割		
2	(略)				2	(略)			

附 則（令和〇年〇月〇日茂原市教育委員会告示第〇号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。